

表1 重点監視事項の指導対象業種等の監視指導件数及び行政処分件数

業種・業態		本市計画に基づく 監視指導回数	平成24年 3月31日 現在 施設数	監視指導件数	施設に対する 行政処分件数	
					営業・ 業務の 禁止	営業・ 業務の 停止
重点的に監視指導を行う施設						
給 食 施 設	社会福祉施設等	1回～2回/年	1,106	1,229		1
	学校・幼稚園	1回/年	356	358		
	事業所等(大量調理施設)	1回/年	154	162		
	病院・診療所	1回/年	231	263		
飲 食 店 営 業	仕出し折詰弁当調製施設	1回～2回/年	776	1,137		1
	宿泊施設(調理あり)・結婚式場	1回～2回/年	295	416		
	その他の飲食店営業許可施設 (焼肉店、焼鳥店、寿司店、日本料理店を主な対象とする。)	1回/5年～1回/年	63,631	28,335		15
菓子製造業(大規模な製造施設)		1回～2回/年	302	463		
乳処理業		3回/年	3	14		
乳製品製造業		1回～2回/年	19	45		
魚肉ねり製品製造業(製造品を卸売りする施設)		1回～2回/年	24	34		
食品の冷凍又は冷蔵業(冷凍食品を製造する施設)		1回～2回/年	75	95		
缶詰又は瓶詰食品製造業		1回/年	50	60		
あん類製造業		1回～2回/年	14	19		
アイスクリーム類製造業(ソフトクリームのみを製造する施設を除く。)		1回～2回/年	64	119		
食肉販売業(包装食肉を仕入れ、販売する施設を除く。)		1回/年	1,310	1,704		
食肉製品製造業		1回～2回/年	26	55		
乳酸菌飲料製造業		3回/年	2	8		
食用油脂製造業		1回～2回/年	8	12		
マーガリン又はショートニング製造業		2回/年	3	6		
みそ製造業		1回～2回/年	11	19		
醤油製造業		1回/年	1	1		
ソース類製造業		1回～2回/年	41	50		
酒類製造業		1回～2回/年	4	9		
豆腐製造業(製造品を卸売りする施設)		1回～2回/年	21	34		
めん類製造業(大規模な製造施設)		1回～2回/年	59	85		
そうざい製造業(大規模な製造施設)		1回～2回/年	181	297		
添加物製造業(小分け製造施設を除く。)		1回～2回/年	73	104		
清涼飲料水製造業		1回～2回/年	36	54		
合 計			68,876	35,187	0	17

(再掲)

平成23年度に食品衛生法違反により行政処分を行った施設	複数回/年	27	56
イベント・臨時営業施設	随 時		6,244

表2 食品等の収去検査結果（検査項目別）

	細菌検査			理化学検査			内 訳															貝毒検査			寄生虫検査			
							農 薬			環境汚染物質・重金属			食品添加物			動物用医薬品			その他									
	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数	検査検体数	検査件数	不良検体数				
乳・乳製品・乳類加工品	52	132	0	94	504	0	6	300	0	12	12	0	35	68	0	12	24	0	56	100	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	29	113	0	12	3,000	0	12	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類・魚介加工品	553	4,390	3	817	2,767	0	15	750	0	229	290	0	393	982	0	15	275	0	419	470	0	5	5	0	111	111	0	0
肉卵類及びその加工品	141	906	0	470	2,842	0	10	500	0	10	20	0	36	101	0	175	1,960	0	259	261	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	22	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	80	533	0	184	1,793	0	10	1,512	0	3	15	0	34	81	0	0	0	0	144	185	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品	504	3,696	0	791	39,510	1	247	38,329	0	6	24	0	177	672	1	0	0	0	485	485	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類	31	196	0	233	521	1	0	0	0	0	0	0	128	391	0	0	0	0	122	130	1	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	43	71	0	0	0	0	0	0	0	6	23	0	0	0	0	38	48	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	5	27	0	0	0	0	0	0	0	5	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・瓶詰食品	0	0	0	208	617	0	0	0	0	0	0	0	93	483	0	0	0	0	115	134	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	98	1,030	0	187	492	0	0	0	0	6	12	0	89	351	0	0	0	0	99	129	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装・おもちゃ	0	0	0	61	256	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	256	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0
合成洗剤	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,510	11,040	3	3,108	52,426	2	300	44,391	0	266	373	0	996	3,179	1	202	2,259	0	1,801	2,224	1	5	5	0	111	111	0	0

その他：アレルギー物質、組換え遺伝子、規格検査、放射性物質等

表3 食品の放射性物質検査結果（検査機関別）

	環境科学研究所			保健所			市場食品衛生検査所			食肉衛生検査所		
	検査検体数	不良検体数	検査件数	検査検体数	不良検体数	検査件数	検査検体数	不良検体数	検査件数	検査検体数	不良検体数	検査件数
乳・乳製品・乳類加工品	21	0	30	28	0	28	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類・魚介加工品	3	0	3	17	0	17	341	0	341	0	0	0
肉卵類及びその加工品	2	0	4	46	0	46	0	0	0	210	0	210
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	16	0	28	55	0	55	9	0	9	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品	0	0	0	239	0	239	223	0	223	0	0	0
菓子類	2	0	2	32	0	32	17	0	17	0	0	0
清涼飲料水	30	0	40	5	0	5	1	0	1	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・瓶詰食品	24	0	37	53	0	53	0	0	0	0	0	0
その他の食品	36	0	58	42	0	42	8	0	8	0	0	0
小計	134	0	202	517	0	517	599	0	599	210	0	210
合計	検査検体数	1,460										
	検査件数	1,528										

表4 と畜検査結果（牛については牛海綿状脳症スクリーニング検査含む）

	総頭数	牛			豚
		肉用種	乳用種	小計	
と畜検査頭数	100,839	31,329	2,981	34,310	66,529
一部廃棄頭数	71,547	16,607	1,718	18,325	53,222
全部廃棄頭数	90	16	0	16	74

牛海綿状脳症スクリーニング検査については牛全頭に対して実施し、すべて陰性でした。

（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、平成17年8月1日より、牛海綿状脳症スクリーニング検査の対象が、0ヶ月齢以上(全頭検査)から21ヶ月齢以上の牛に変更されました。これにより、20ヶ月齢以下の牛については牛海綿状脳症スクリーニング検査は不要となりましたが、食肉衛生検査所では、引き続き20ヶ月齢以下の牛についても牛海綿状脳症スクリーニング自主検査を実施しました。）

一部廃棄頭数とは、と畜検査の結果、内臓の疾病等により臓器の一部のみを廃棄した延べ頭数で、1頭の牛や豚から複数の臓器を廃棄することもあるため、実際の頭数より多く表されます。（例えば1個体につき炎症と水腫でそれぞれ一部廃棄をした場合、一部廃棄頭数は2として数えられます。）

全部廃棄頭数とは、と畜場法に定められた疾病に罹患している等の理由により食用に適さないものとして枝肉・内臓全てを廃棄した頭数を表します。

表5 大規模食鳥処理場における食鳥検査結果及び認定小規模処理場における確認状況報告

1 食鳥検査結果（大規模食鳥処理場：市内1施設）

検査羽数	解体禁止羽数	全部廃棄羽数	一部廃棄羽数
480,693	3,065	19	53,589

2 認定小規模処理場における確認状況報告

	ブロイラー		成鶏	
	処理施設数	ブロイラーのみの処理施設数（再掲）	処理施設数	成鶏のみの処理施設数（再掲）
施設数	101	96	6	1
確認羽数	988,102		75,289	
全部廃棄羽数	31		0	
一部廃棄羽数	992		0	

表6 食品衛生講習会の実施状況

1 生活衛生課

対象者		実施回数	参加人数
営業者等	集団給食施設	3	1,215
	その他	3	235
消費者		1	8
その他		0	0
合 計		7	1,458

2 保健所

対象者		実施回数	参加人数
営業者等	集団給食施設	32	2,307
	仕出し折詰弁当調製施設	24	486
	ふぐ販売営業関係施設	19	656
	その他	30	496
消費者		14	600
その他		7	223
小 計		126	4,768
許可証交付時講習会		168	1,434
合 計		294	6,202

3 中央卸売市場(中央・東部)食品衛生検査所

対象者	実施回数	参加人数
市場関係者	23	488
消費者等	43	1,403
合 計	66	1,891

4 食肉衛生検査所

対象者	実施回数	参加人数
食肉処理場関係者	3	182

5 保健福祉センター

対象者	実施回数	参加人数
消費者等	194	4,112

表 7 意見交換会実施結果

	実施内容	実施区	実施回数	対象者・参加人数
1	食中毒予防	都島区、旭区、 東淀川区、城東区、 住之江区、住吉区、 西成区	21	学生63名 市民361名 食品等事業者269名
2	食肉の生食の危険性	都島区、東淀川区、 東成区、阿倍野区	15	学生295名 市民117名 食品等事業者81名
3	食品衛生法に基づく表示	都島区、東淀川区	14	市民54名
4	大阪市における食品等の安全性確保に関する取組み	北区、都島区、 東成区、住之江区、 住吉区、西成区	8	市民265名
5	放射性物質	東成区、城東区	5	学生17名 市民41名
6	食品添加物	東成区、城東区	3	市民100名
7	BSE対策	北区、東成区	2	市民68名
8	輸入食品	北区、東成区	2	市民38名
9	健康食品	東成区	1	市民25名

上記「実施内容」を複数含んだ意見交換会は各項目に重複計上しています。

表 8 平成 24 年度食中毒予防啓発事業

事 業	概 要
一日食品衛生指導員 食中毒予防街頭宣伝	食品衛生関係団体と連携し、一日食品衛生指導員による、商店街・スーパー等の食品関係施設の監視指導を行うとともに、駅前・商店街等で、通行中、買い物中の消費者に、食中毒予防啓発リーフレット、食中毒防止の標語を印刷したうちわ等を配布しながら、パレード及び街頭宣伝を行った。
消費者に対する衛生 講習会	家庭内等における食中毒の予防を目的に、食品の衛生的な取扱いや食中毒予防方法等についての講習会等を開催した。
営業者及び従事者に 対する衛生講習会	食中毒予防及び自主衛生管理の徹底等を図るため、ビデオ等の媒体を利用した講習会を開催した。
地域のボランティア による配食サービス における衛生確保	地域の社会福祉協議会と連携し、夏期を中心に施設の巡回指導・簡易検査を行い、衛生講習会を開催した。
広 報 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の夏期及び年末一斉取締り実施に際し、報道機関に情報提供を行った。 ・区民だより等の広報誌、ホームページへ食中毒予防記事を掲載した。 ・食中毒予防啓発ポスターを市内広報板及び市関係施設に掲出するとともに、百貨店・スーパー等に配布し、掲出を依頼した。 ・スーパー等の新聞折込チラシに、食中毒予防啓発標語等を掲載した。 ・卸売市場での場内放送、区役所内液晶モニターにより食中毒予防を周知した。 ・食中毒注意報の発令を行い、テレホンサービス、本市ホームページ、掲示等で食中毒の予防啓発を実施した。